

○八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付要綱

制定 平成29年 3月24日告示第 59号

改正 平成31年 3月26日告示第 87号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の安全性の向上に併せて住宅の質の向上を図るため、木造住宅の耐震改修に併せて行うリフォームに要する費用に対し補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成24年八千代市告示第88号。以下「耐震改修費補助金交付要綱」という。）によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム 木造住宅の質の向上を図るために行う当該木造住宅の増築、改築、修繕、模様替え等であつて、市長が別に定めるものをいう。
- (2) リフォーム工事 施工者が行う、耐震工事に併せて行う木造住宅のリフォームの工事をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、リフォーム工事を行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業に関するリフォームの内容が他の補助金等の対象となる場合は、補助事業とはならない。

(補助対象者)

第4条 補助金は、本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、次の各号のいずれかに該当する木造住宅を所有するもの（以下「補助対象者」という。）に対して交付するものとする。

- (1) 所有者自らが居住する木造住宅
- (2) 所有者の3親等以内の親族が居住する木造住宅

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金の交付を受けたこ

とがある者は、補助対象者とはならない。

- 3 補助対象者は、当該補助金の請求及び受領を当該補助金に係るリフォーム工事を行った施工者に委任することができる。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業を遂行するために要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の経費の額に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は300,000円のうちいずれか少ない額とする。

(交付申請書等)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付申請書(第1号様式)によるものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に要する費用の見積書の写し及びその内訳書
- (2) リフォーム工事の設計図
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 当該木造住宅の所有者が複数いる場合は、共有者の同意を得て、同意書を提出するものとする。

(補助の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(決定通知書)

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代

市木造住宅リフォーム費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により行うものとする。

（変更承認申請書等）

第10条 第8条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、八千代市木造住宅リフォーム費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市木造住宅リフォーム費補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（遅延等の報告）

第11条 第8条第4号に規定する報告は、八千代市木造住宅リフォーム費補助金事業遅延等報告書（第5号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を確認し、指示書（第6号様式）により、補助対象者に指示するものとする。

（実績報告書等）

第12条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市木造住宅リフォーム費補助金実績報告書（第7号様式）によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に係る契約書及び領収書の写し
- (2) リフォームを行う部位ごとの工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を示す写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第4条第3項の規定により補助金の請求及び受領を施工者に委任するときは、前項第2号及び第3号の書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる領収書の写しに代えて、当該補助事業に要した費用の請求書の写し及び当該費用の額から補助金の額を差し引いた額の領収書の写し
- (2) 代理受領委任届出書（第8号様式）

4 規則第12条第1項前段の規定による報告は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の2月15日までにしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(確定通知書)

第13条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の通知は、八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付額確定通知書(第9号様式)によるものとする。

(交付請求書)

第14条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付請求書(第10号様式)によるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成31年告示第87号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。